

大阪府内における公共施設等に係る屋外広告物条例の規制緩和

(1) 大阪府：大阪府屋外広告物条例及び施行規則を改正（平成21年10月30日施行）

平成20年3月の国土交通省通知に基づく道路占用許可の弾力化に伴い、公共的な取組に要する費用充当を目的とした広告物について、道路空間における禁止を適用除外とした。

【条例】

第8条の2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条、第4条並びに第5条第1項第3号及び第4号の規定は適用しない。この場合において、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 公共団体、自治会、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定営利活動法人等がその行う地域における公共的な取組に要する費用の一部に充てるため、広告主（屋外広告業を営む者その他の者に広告物の表示若しくは掲出物件の設置又はこれらの管理をさせる者をいう。次号並びに第25条の2第1項及び第2項において同じ。）との契約に基づき道路（道路法第2条第1項に規定する道路をいう。以下この項において同じ。）又は当該道路に接続する公共団体の所有若しくは管理に属する場所に表示し、又は設置するもので、規則で定めるもの
- (2) 府又は市町村がその管理する道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の一部に充てるため、広告主との契約に基づきその管理する道路に表示し、又は設置するもので、規則で定めるもの

2 知事は、前項の許可に必要な条件を付することができる。

【規則】

第10条の2 条例第8条の2第1項第1号の規則で定めるものは、次に掲げる地域における公共的な取組に要する費用の一部に充てる資金を得るために表示し、又は設置する広告物等とする。

- (1) 道路の清掃又は美化
- (2) 街灯、ベンチ、上屋等の整備又は管理
- (3) 公共団体と地域住民等とが実施主体となる催物
- (4) 前3号に掲げるもののほか、道路環境の向上その他営利を主たる目的としない事業又は活動であって、道路の通行者又は利用者の利便の向上、地域の活性化、にぎわいの創出等に寄与するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、防犯等地域における公共的な取組

2 条例第8条の2第1項第2号の規則で定めるものは、府又は市町村が広告物の表示又は設置により得る収入をその管理する道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の一部に充てることについて当該広告物等の広告主が賛同する広告物等とする。

(2) 豊中市：豊中市屋外広告物条例及び施行規則を制定（平成24年4月1日施行）

大阪府の条例改正後である平成24年4月の中核市への移行に伴い条例制定したため、大阪府と同様、公共的な取組に要する費用充当を目的とした広告物について、道路空間における禁止を適用除外としている。それに加えて、表示方法の制限物件（電柱、街灯）への簡易広告物（はり紙、はり札等）の禁止も適用除外としている。

【条例】

第10条

- 2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第6条、第7条及び前条第1項第1号から第3号までの規定は、適用しない。
- (1) 公共団体、自治会、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人等がその行う地域における公共的な取組に要する費用の一部に充てるため、広告主との契約に基づき道路（道路法第2条第1項に規定する道路をいう。以下この項において同じ。）又は当該道路に接続する公共団体の所有若しくは管理に属する場所に表示し、又は設置するもので、市規則で定めるもの
 - (2) 市又は大阪府がその管理する道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の一部に充てるため、広告主との契約に基づきその管理する道路に表示し、又は設置するもので、市規則で定めるもの

【規則】

第5条

- 2 条例第10条第2項第1号の市規則で定めるものは、次に掲げる取組に要する費用の一部に充てる資金を得るために表示し、又は設置する広告物又は掲出物件とする。
- (1) 道路の清掃又は美化
 - (2) 街灯、ベンチ、上屋等の整備又は管理
 - (3) 公共団体及び住民等が実施する催物
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、道路環境の向上、防犯等地域における公共的な取組
- 3 条例第10条第2項第2号の市規則で定めるものは、費用充てることについて広告主の賛同を得ているものとする。

(3) 大阪市：大阪市屋外広告物条例及び施行規則を改正（平成25年1月1日施行）

官公署等を禁止区域から外すとともに、公共的な取組に要する費用充当を目的とした広告物について、禁止区域や禁止物件を適用除外とした。

【条例】

（禁止区域の範囲を改めるため、次の号を削除）

第4条第1項第8号 官公署、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、研究所、図書館、美術館、科学館、博物館、音楽堂、公会堂、記念館、体育館及び記念塔の敷地内

（地方公共団体等が公共的な取組に要する費用の一部に充てるために表示し、又は設置する屋外広告物等について、当該禁止区域に係る規定を適用しないこととするため、次の条を追加）

第7条の3 地方公共団体、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する組合、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定営利活動法人等が、その行う地域における公共的な取組（市規則で定めるものに限る。）に要する費用の一部に充てるため、広告主との契約に基づき表示し、又は設置する広告物又は掲出物件については、第4条の規定は適用しない。

【規則】

第7条

8 条例第7条の3に規定する市規則で定める取組は、次に掲げる取組とする。

- (1) 地方公共団体と地域住民等とが実施主体となって行う催物
- (2) 防犯又は防災に関する取組
- (3) 道路、公園その他の公共施設の清掃又は美化
- (4) 前各号に掲げるもののほか、地域の振興、活力ある地域社会の形成等に寄与するものとして市長が認める取組